

令和7年11月4日

佐世保市長 宮 島 大 典 様

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会
委員長 橋本 優花里



意見書

令和7年10月21日付、7医政第115号で依頼があった地方独立行政法人北松中央病院の中期目標に係る意見について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第3項及び第30条第2項の規定に基づく地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

1. 地方独立行政法人北松中央病院の第7期中期目標の期間の終了時の検討に係る意見（法第30条第2項関係）

審議の結果、北松中央病院の業務継続等の必要性を確認した上で、佐世保市の検討に対して特に意見はありません。

2. 地方独立行政法人北松中央病院の第8期中期目標の策定に係る意見（法第25条第3項関係）

審議の結果、北松中央病院の第8期中期目標の策定については、佐世保市が策定した案に対して特に意見はありません。

以 上